

第69期 定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2025年12月19日（金曜日）午前10時

開催場所

奈良県橿原市新堂町313番地の1

当社本社 5階講堂

（末尾記載の「株主総会会場 ご案内略図」を
ご参照ください。）

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 監査役 1名選任の件

第3号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）
の継続の件

目 次

第69期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	5
連結計算書類	24
計算書類	26
監査報告	28
株主総会参考書類	36

株主総会にご出席されない場合

インターネット又は書面（郵送）により議決権を行
くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2025年12月18日（木曜日）午後5時30分まで

(証券コード 6338)
(発送日) 2025年12月3日
(電子提供措置開始日) 2025年11月28日

株 主 各 位

奈良県橿原市新堂町313番地の1

株式会社タカトリ
代表取締役社長 増田 誠

第69期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第69期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.takatori-g.co.jp/>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会情報」「第69期定時株主総会招集通知」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6338/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「タカトリ」又は「コード」に当社証券コード「6338」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、後記の「議決権行使についてのご案内」にしたがって、2025年12月18日（木曜日）午後5時30分までに議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 興

記

1. 日 時 2025年12月19日（金曜日）午前10時

2. 場 所 奈良県橿原市新堂町313番地の1

当社本社 5階講堂

（末尾記載の「株主総会会場 ご案内略図」をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第69期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第69期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 監査役1名選任の件

第3号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）の継続の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

従いまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。  
議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2025年12月18日（木曜日）  
午後5時30分入力完了分まで



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年12月18日（木曜日）  
午後5時30分到着分まで



### 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年12月19日（金曜日）  
午前10時



## 電子ギフトの贈呈について

応募説明動画



当社では資源の有効活用や省エネルギー化等により、事業活動における環境負荷の低減に取り組んでいます。

環境への配慮から、事前にインターネットで議決権行使いただいた株主様には、議案の賛否に関わらず、抽選で200名様に電子ギフト（500円相当）を贈呈いたします。

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

|                                                                                                                                      |              |                              |    |       |    |       |    |       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|------------------------------|----|-------|----|-------|----|-------|
| 議決権行使書<br>〇〇〇〇〇〇〇                                                                                                                    | 御中           | 基準日現在のご所有株式数<br>議決権の数<br>XX株 |    |       |    |       |    |       |
| 株主総会日<br>XXXX年XX月XX日                                                                                                                 | 議決権の数<br>XX股 |                              |    |       |    |       |    |       |
| <table border="1"> <tr><td>1.</td><td>_____</td></tr> <tr><td>2.</td><td>_____</td></tr> <tr><td>3.</td><td>_____</td></tr> </table> |              |                              | 1. | _____ | 2. | _____ | 3. | _____ |
| 1.                                                                                                                                   | _____        |                              |    |       |    |       |    |       |
| 2.                                                                                                                                   | _____        |                              |    |       |    |       |    |       |
| 3.                                                                                                                                   | _____        |                              |    |       |    |       |    |       |
| <p>QRコード<br/>ログイン用QRコード<br/>XXXX-XXXX-XXXX-XXXX<br/>※パスワード<br/>XXXXXX</p> <p>見本</p>                                                  |              |                              |    |       |    |       |    |       |
| 〇〇〇〇〇〇〇                                                                                                                              |              |                              |    |       |    |       |    |       |

→こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

第1、2、3号議案

- 賛成の場合      ➥ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合      ➥ 「否」の欄に○印

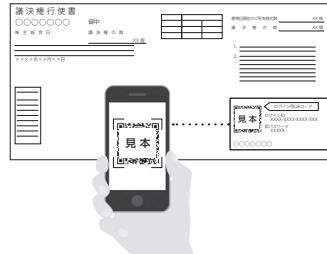
※議決権行使書用紙はイメージです。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。



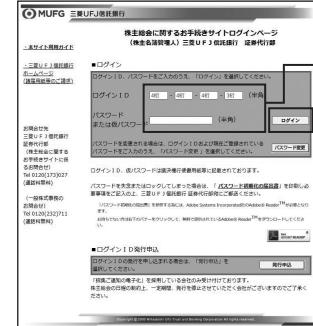
インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力  
「ログイン」をクリック

3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027

(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

### <注意事項>

- 毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止いたします。
- アクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主様のご負担とさせていただきます。

# 事業報告

(2024年10月1日から)  
(2025年9月30日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、底堅い成長を維持しております。一方、米国による関税政策を発端とした景気の下押し圧力が強まり、また、金融市場の混乱および地政学リスクの高まりが懸念され、景気の減速が見込まれております。

米国では、企業収益や投資余力の縮小が設備投資を押し下げており、また、コア財価格の上昇による価格転嫁に伴うインフレ率の上昇が懸念されております。欧州では、米国の関税政策が製造業の生産活動の重石になっている一方で、内需の下支えにより底堅く推移し、景気の底割れは回避される見通しであります。中国では、政府による補助金の効果低減等による内需の減速がみられるのに対し、米国以外を対象とした輸出増加が続き外需の持ち直しがみられます。先行きは駆け込み輸出の剥落により、内外需ともに景気の減速が予想されております。

一方、国内経済は、緩やかな景気の持ち直しがみられるものの、通商政策をめぐる不確実性を起因とした輸出の減速や、企業収益の減少を背景とした設備投資の弱含みが予想されております。

このような経済環境の中、当社グループが関わる電子部品業界におきましては、企業収益の減少を背景に投資が弱含む見通しとなっております。

損益面につきましては、製造コストの低減及び諸経費の圧縮に努めてまいりましたが、EV(電気自動車)市場が世界的な成長の踊り場に差し掛かっている影響によりパワー半導体向けSiC材料切断加工装置の受注・販売が予想以上に低調に推移し、当連結会計年度の売上高は7,330百万円(前連結会計年度比54.4%減)となり、営業利益は820百万円(同70.6%減)、経常利益は851百万円(同69.1%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は584百万円(同69.8%減)となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

#### (電子機器事業)

半導体製造機器では、海外ユーザーへのパワー半導体やアナログ半導体製造装置および電子部品製造装置の販売が増加いたしました。また、国内ユーザーへのパワー半導体や電子デバイス等製造装置の販売が堅調に推移いたしました。

新素材加工機器では、2025年当初よりパワーデバイス向けSiC市場の生産量は停滞傾向にあり、当面は同様の状況が続くとみられております。流通しているSiCウェハのサイズは6インチから8インチへ徐々に移行が進む中、切断加工機における当社製品のシェアは維持し

ておりますが、新規装置を導入するほどのS i Cウェハの生産量増加には至っておらず、大型な設備投資が行われていない現状から受注額および販売額は低調に推移いたしました。

ディスプレイ製造機器では、X Rデバイス関連の製造装置に加え、ディスプレイ製造機器で培った技術を転用した電子部品材料の製造装置や電池用の組立関連装置などを販売しましたが、一部の装置受注が計画を下回ったことから、販売額は低調に推移いたしました。

その結果、売上高は6,930百万円（前連結会計年度比55.9%減）、セグメント利益955百万円（同67.1%減）となりました。

#### （繊維機器事業）

繊維機器事業では、海外生産品の増加に伴い国内のアパレル産業は依然として厳しい状況が続いており、裁断装置への新規設備投資に慎重な姿勢が見られたことから、販売額は低調に推移いたしました。

その結果、売上高は129百万円（前連結会計年度比47.5%減）、セグメント損失7百万円（前連結会計年度はセグメント利益16百万円）となりました。

#### （医療機器事業）

医療機器事業では、他の医療機器並びに健康機器メーカーと連携し、継続的に医療機器および健康機器の開発を行っており、新たに開発完了した健康機器のO E M供給を開始しました。また「胸腹水濾過濃縮装置M-C A R T」について学会出展や企業セミナーを開催し、医療機関への販売及びレンタル、試用貸出しを行っており、販売額は堅調に推移いたしました。

その結果、売上高は271百万円（前連結会計年度比157.0%増）、セグメント損失128百万円（前連結会計年度はセグメント損失131百万円）となりました。

#### セグメント別売上高の概況

（単位：千円）

| 区分     | 第66期<br>2022年9月期 | 第67期<br>2023年9月期 | 第68期<br>2024年9月期 | 第69期<br>2025年9月期<br>(当連結会計年度) |
|--------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 電子機器事業 | 9,946,355        | 15,910,094       | 15,730,586       | 6,930,112                     |
| 繊維機器事業 | 190,624          | 193,896          | 246,140          | 129,252                       |
| 医療機器事業 | 86,495           | 263,989          | 105,544          | 271,216                       |
| 合計     | 10,223,476       | 16,367,981       | 16,082,270       | 7,330,581                     |

#### ② 設備投資の状況

特記すべき設備投資はありません。

### ③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より短期借入金として1,000百万円の資金調達を行いました。

## (2) 対処すべき課題

下記、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

### ① 経営方針

当社グループは、「創造と開拓」の社是と「世界に誇れる独自技術を製販一体となって構築し、最良の製品とサービスを提供し、人々の暮らしを豊かにする」の企業理念の下、ユーザーニーズを先取りした新規特徴製品の開発、高精度・高品質を目指した高付加価値製品の開発及び将来成長が期待できる製品の創出を行う「開発先行型企業」を目指しております。

### ② 経営戦略等

当社グループの中長期における経営戦略は、ますます厳しさを増すグローバル競争に勝ち抜くため、原価力の強化を重要課題の一つとして位置づけ、海外調達比率を高めるなど競合・競争戦略を見つめ直し更なる高収益体質づくりを推進することにより、売上・収益ともに県下ナンバーワン企業へと発展することを目指します。

また、基本方針といたしましては(i)競合・競争戦略、耐性・改革・挑戦を実践する(ii)オリジナル製品の開発をリードする営業活動を行い、営業を支えるサービス体制の構築と事業化を行う(iii)組立、調整、サービスに力点を置いたものづくりを行うを掲げて、企業価値をより一層高めるとともに確固たる企業基盤を築き、当社の経営ビジョンであります「信頼されるタカトリ」を目指します。

#### ●コア技術の更なる強化

当社の戦略的コア技術である「8つのコア技術」（貼付、真空、搬送、切断、制御、研磨、計測、剥離）の各技術を更に強化し、スローガン「The Power of “T”【Technology Trust Teamwork】」の下、「製品の独自性」や「製品の強さを極める」ことに注力し、現状事業の付加価値を高めるとともに、「8つのコア技術」をベースに(i)有望事業機会を目指した技術力の強化(ii)強い技術の他製品への水平展開(iii)ビジネスパートナーとの技術提携及び協働による革新的価値の提供(iv)既存製品の進化に加え未来を見据えた挑戦を通じて、社会に持続可能な価値を提供してまいります。

#### ●内部管理体制の強化及びリスク・マネジメントの強化

会社法で定められた「株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制」を確立するため、内部統制システムの構築を核に、リスク・マネジメントの強化による危機管理（危機防止）の浸透、コンプライアンスの周知徹底等を推進いたします。

③ 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、安定した利益率の確保と財務体質の強化を目指してまいります。

具体的には、R O E (自己資本当期純利益率) 10%以上、売上高総利益率の向上を通じて市場からの企業価値評価 (P B R : 株価純資産倍率) を高めていく所存です。

④ 経営環境及び対処すべき課題

当社グループが関わる電子部品業界につきましては、半導体市場では、米国の関税政策による影響が現時点では不透明な状況にありますが、サーバー・ストレージ向け生成A I用高性能半導体の出荷量が急拡大しており、G P Uを始めとする先端ロジックやH B Mが市場の成長をけん引するものと見込まれております。そのため、これらの高性能半導体の生産に求められる装置需要が今後も伸長することが期待されております。新素材加工機器では、中国S i Cウェハメーカーの乱立による過剰生産により市場在庫が多く発生し、主流の6インチウェハは大幅な価格低下に陥っております。在庫解消は2025年末頃と予想されており、その後の市場回復を待っている状況ですが、生産ペースの回復後も既存装置の活用が見込まれており、8インチS i Cにおいても量産化体制の構築中であることから新規装置販売は厳しい状況が予想されております。ディスプレイ市場では、車載用、携帯端末用や、A R ・V R等のX Rデバイス用パネルの需要増加を受け、市場拡大が続く見通しとなっております。特にO L E Dパネルが市場拡大をけん引し、O L E Dパネル生産用の装置需要も伸長する見込みです。生産国別では、日本・韓国・台湾のメーカーシェアが縮小する一方、ディスプレイ業界における中国パネルメーカーの存在感が高まっております。

繊維機器市場では、国内小売アパレル市場に回復傾向がみられる一方で市場全体の縮小傾向が長期的に続いており、縫製工場は減少の一途をたどっております。一方で、国内生産が不可欠な防衛装備関係や学生服向け製品への需要の増加がみられており、販売戦略に展開してまいります。

医療機器市場につきましては、医療機器のO D M需要の拡大が見込まれるとともに、開発した医療機器のO E M供給が堅調に推移するものと予想されます。

このような認識の下、車載デバイスやパワーデバイス関連市場など、成長が期待される分野を着実に獲得していき、市場拡大を行うことで売上・収益の向上を目標に、安定的な経営体制を目指してまいります。

また、翌連結会計年度におきましても、ものづくり企業としての企業価値を高めていくとともに、役員・社員が一体となり経営基本方針である「企業理念の実現」、及び創業者である高島王昌が創造した礎を「越えて行くモノ」づくりを実践し、会社の発展に寄与していく所存であります。

### (3) 財産及び損益の状況の推移

#### ① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：千円)

| 区分              | 第66期<br>2022年9月期 | 第67期<br>2023年9月期 | 第68期<br>2024年9月期 | 第69期<br>2025年9月期<br>(当連結会計年度) |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売上高             | 10,223,476       | 16,367,981       | 16,082,270       | 7,330,581                     |
| 経常利益            | 1,462,290        | 2,599,568        | 2,758,834        | 851,690                       |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 1,028,337        | 1,907,885        | 1,937,892        | 584,879                       |
| 1株当たり当期純利益      | 188円33銭          | 349円42銭          | 354円92銭          | 107円15銭                       |
| 総資産             | 12,664,147       | 18,041,991       | 17,445,631       | 15,911,921                    |
| 純資産             | 6,406,934        | 8,182,587        | 9,927,550        | 10,266,595                    |
| 1株当たり純資産額       | 1,173円39銭        | 1,498円60銭        | 1,818円19銭        | 1,883円62銭                     |

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

#### ② 当社の財産及び損益の状況

(単位：千円)

| 区分         | 第66期<br>2022年9月期 | 第67期<br>2023年9月期 | 第68期<br>2024年9月期 | 第69期<br>2025年9月期<br>(当事業年度) |
|------------|------------------|------------------|------------------|-----------------------------|
| 売上高        | 10,266,277       | 16,374,723       | 15,999,009       | 7,208,561                   |
| 経常利益       | 1,414,955        | 2,520,617        | 2,710,870        | 837,214                     |
| 当期純利益      | 1,005,005        | 1,873,192        | 1,901,713        | 603,170                     |
| 1株当たり当期純利益 | 184円06銭          | 343円06銭          | 348円29銭          | 110円50銭                     |
| 総資産        | 12,652,794       | 18,237,727       | 17,526,487       | 15,933,288                  |
| 純資産        | 6,451,110        | 8,189,161        | 9,899,684        | 10,258,889                  |
| 1株当たり純資産額  | 1,181円48銭        | 1,499円80銭        | 1,813円09銭        | 1,882円20銭                   |

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

#### (4) 重要な親会社及び子会社等の状況

##### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

##### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名          | 資 本 金     | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|----------------|-----------|----------|---------------|
| 高鳥（常熟）精密機械有限公司 | 1,800千米ドル | 100%     | 電子機器製品の製造、販売  |

(注) 2025年7月25日開催の取締役会において、高鳥（常熟）精密機械有限公司の解散決議を行い、2025年12月に清算結了予定であります。

#### (5) 主要な事業内容（2025年9月30日現在）

##### ① 電子機器事業

電子部品の製造機器及びその付属機器の製造・販売

電子部品及び材料の製造・販売

上記に関する保守及び修理並びに付帯する一切の業務

##### ② 繊維機器事業

繊維機械及びその付属機械の製造・販売

上記に関する保守及び修理並びに付帯する一切の業務

##### ③ 医療機器事業

医療、介護、ヘルスケアに関わる製品及びその周辺機器の開発・製造・販売

#### (6) 主要な営業所及び工場（2025年9月30日現在）

##### ① 当社

| 名 称       | 所 在 地       |
|-----------|-------------|
| 本 社       | 奈 良 県 檜 原 市 |
| 徳 島 営 業 所 | 徳 島 県 徳 島 市 |

② 子会社

| 名 称            | 在 地      |
|----------------|----------|
| 高鳥（常熟）精密機械有限公司 | 中國江蘇省常熟市 |

(7) 従業員の状況 (2025年9月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

| 事 業 区 分     | 従 業 員 数   |
|-------------|-----------|
| 電子機器事業      | 132 (41)名 |
| 織維機器事業      | 5 ( 2)    |
| 医療機器事業      | 16 ( 7)   |
| 全 社 ( 共 通 ) | 48 (28)   |
| 合 計         | 201 (78)  |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者は( )内に年間平均人員を外数で記載しております。  
 2. 「全社(共通)」として記載している従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門等に所属している者であります。

② 当社の従業員の状況

| 従 業 員 数    | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|------------|-----------|---------|-------------|
| 198名 (78名) | 9名減 (8名減) | 42歳7ヶ月  | 15年9ヶ月      |

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者は( )内に年間平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年9月30日現在)

| 借 入 先       | 借 入 額    |
|-------------|----------|
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 1,300百万円 |
| 株式会社南都銀行    | 1,100百万円 |
| 株式会社みずほ銀行   | 1,000百万円 |
| 株式会社紀陽銀行    | 500百万円   |
| 株式会社京都銀行    | 200百万円   |

## 2. 会社の状況

### (1) 株式の状況 (2025年9月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 17,000,000株
- ② 発行済株式の総数 5,491,490株
- ③ 株主数 7,288名
- ④ 大株主 (上位10名)

| 株主名                | 持株数 (千株) | 持株比率 (%) |
|--------------------|----------|----------|
| 有限会社コトブキ産業         | 347      | 6.38     |
| タカトリ共栄会            | 263      | 4.83     |
| 大阪中小企業投資育成株式会社     | 187      | 3.44     |
| 高鳥 政廣              | 143      | 2.63     |
| 岩崎 泰次              | 138      | 2.55     |
| 岡島 恵子              | 117      | 2.16     |
| 株式会社南都銀行           | 95       | 1.74     |
| 日本生命保険相互会社         | 94       | 1.73     |
| 株式会社日伝             | 82       | 1.52     |
| 三菱UFJ e スマート証券株式会社 | 69       | 1.27     |

(注) 持株比率は自己株式 (41,021株) を控除して計算しております。

### ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

### ⑥ その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得

当社は、2025年7月25日開催の取締役会において、取得する株式総数の上限を130,000株、取得価額の総額の上限を200,000,000円として、2025年7月28日から2025年12月31日までの間に、当社普通株式を取得する旨の自己株式取得の決議を行っております。なお、当事業年度においては、取得価額の総額14,416,400円にて自己株式9,600株を取得しております。

## (2) 新株予約権等の状況

### ① 当社役員が保有している新株予約権等の状況 (2025年9月30日現在)

該当事項はありません。

### ② 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## (3) 会社役員の状況

### ① 取締役及び監査役の状況 (2025年9月30日現在)

| 会社における地位 | 氏 名   | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                            |
|----------|-------|----------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 増田 誠  | 高鳥（常熟）精密機械有限公司 董事長                                 |
| 代表取締役副社長 | 松田 武晴 | 高鳥（常熟）精密機械有限公司 董事                                  |
| 取締役      | 重富謙一  | 管理本部長<br>高鳥（常熟）精密機械有限公司 董事<br>奈良県ハイテク工場団地協同組合 代表理事 |
| 取締役      | 正岡智明  | 経営企画本部 本部長<br>営業統括兼品質管理統括<br>高鳥（常熟）精密機械有限公司 董事     |
| 取締役      | 川村 真  | 公認会計士、川村公認会計士事務所 所長                                |
| 常勤監査役    | 大島章良  | 高鳥（常熟）精密機械有限公司 監事                                  |
| 監査役      | 山田磯子  | 弁護士、さざんか法律事務所 共同代表                                 |
| 監査役      | 岸部輝一  | 税理士、岸部輝一税理士事務所 所長                                  |

(注) 1. 当事業年度中の取締役の担当の異動は次のとおりであります。

ア. 2024年12月20日開催の第68期定時株主総会において、正岡智明氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。

イ. 2024年12月20日開催の第68期定時株主総会の終結の時をもって、取締役岡島史幸氏は任期満了により退任いたしました。

2. 取締役川村真氏は社外取締役であります。また、監査役山田磯子氏及び岸部輝一氏は社外監査役であります。なお、当社は、取締役川村真氏、監査役山田磯子氏及び岸部輝一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

3. 監査役岸部輝一氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。

### ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社及び当社子会社の取締役・監査役及び執行役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を該当保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約を更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

### ④ 取締役及び監査役の報酬等

#### 役員報酬等の内容に関する方針等

##### イ. 取締役の報酬の決定方針

当社は、2024年12月20日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しており、当該取締役の個人別報酬額の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容の概要は次のとおりです。

###### a. 基本報酬に関する方針

取締役の報酬の額及び、その算定方法の決定に関する方針は、役位、在位年数等に応じた一定の基準に基づき算出し、会社業績等を勘案して、決定するものとします。

###### b. 業績連動報酬等に関する方針

当社は、役員賞与の支給基準について、会社業績と密接に関連付けたものとするため、取締役（社外取締役を除く）の役員賞与については利益連動報酬（法人税法第34条第1項第3号に定める業績連動給与）を2019年9月末決算利益確定分より導入しております。

なお、支給対象となる役員は、法人税法第34条第1項第3号に定める業務執行役員である取締役で、社外取締役、監査役は含んでおりません。

#### (算定方法)

1. 利益連動報酬（賞与）の総額は、（連結経常利益－連結売上高×5.5%）×30%とする。（百万円未満切捨）
2. 連結経常利益が3億円未満の場合は、支給しない。
3. 利益連動報酬の総額の上限は50,000千円とする。
4. 各取締役への支給額は、次の算定式によって計算する。

（1万円未満切捨）

#### 各取締役への支給額

| 各取締役の役位別係数 (i) × 在任期間係数 (ii)                                    |
|-----------------------------------------------------------------|
| 利益連動報酬の総額 × $\frac{\text{在任する取締役全ての在任期間調整後の}}{\text{役位別係数の合計}}$ |

( i ) (役位別係数)

| 役 位      | 係 数  |
|----------|------|
| 代表取締役社長  | 3.00 |
| 代表取締役副社長 | 2.70 |
| 専務取締役    | 2.20 |
| 常務取締役    | 2.00 |
| 取締役      | 1.50 |

( ii ) (在任期間係数)

|          |        |
|----------|--------|
| 在任期間係数 = | 年間在任月数 |
|          | 12     |

- c. 非金銭報酬等に関する方針  
該当事項はありません。
- d. 報酬等の割合に関する方針  
取締役の種類別の報酬割合については、特段の定めはなく、前記a.及びb.の個々の報酬算出基準に基づいた報酬を支給するものとしております。
- e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針  
基本報酬は株主総会にて選任又は再任された後に、上記a.に基づいて、従業員給与の支払日に支払い、業績連動報酬については、当該事業年度の業績が確定した時に決定し、当該事業年度の株主総会終了後に支払うこととしております。
- f. 報酬等の決定の委任に関する事項  
当社においては、取締役会の決議に基づき、代表取締役社長増田誠氏が取締役の個人別の報酬額の具体的な内容を決定しております。同氏に本権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには、代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。  
なお、取締役会は、当該権限が代表取締役社長増田誠氏によって適切に行使されるよう、基本報酬の額について、役位、職責、在任年数等に応じた一定の基準に基づき算出し、会社業績等を勘案して作成した原案を、報酬委員会へ諮問し、答申を得るものとし、上記委任を受けた代表取締役社長は、当該委員会の答申を踏まえたうえで、決定をしなければならないこととしております。
- . 監査役の報酬の決定方針  
監査役の報酬については、1993年12月21日開催の第37期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議された報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 区分               | 報酬等の総額                  | 基本報酬                    | 業績連動報酬等         | 非金銭報酬等   | 対象となる役員の員数 |
|------------------|-------------------------|-------------------------|-----------------|----------|------------|
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 202,632千円<br>(6,000千円)  | 152,632千円<br>(6,000千円)  | 50,000千円<br>(-) | —<br>(-) | 6名<br>(1名) |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 28,500千円<br>(9,000千円)   | 28,500千円<br>(9,000千円)   | —<br>(-)        | —<br>(-) | 3名<br>(2名) |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 231,132千円<br>(15,000千円) | 181,132千円<br>(15,000千円) | 50,000千円<br>(-) | —<br>(-) | 9名<br>(3名) |

- (注) 1. 上表には、2024年12月20日開催の第68期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬にかかる主な指標は、連結売上高及び連結経常利益であり、その実績は「1.企業集団の現況（3）財産及び損益の状況の推移 ①企業集団の財産及び損益の状況」に記載のとおりであります。当該指標を選択した理由は、当社グループの業態により、業績を指し示すものとして最も適切な指標であるからであります。利益連動報酬総額はこの指標に基づいて（（連結経常利益－連結売上高×5.5%）×30%）により決定しており、それを基にそれぞれの職位に応じた支給係数（1.5～3.0）を乗じた支給額を決定し、それらを合わせて支給総額を決めております。
4. 取締役の報酬限度額は、1993年12月21日開催の第37期定時株主総会において年額300,000千円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）と決議いたしております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（うち社外取締役0名）です。
5. 監査役の報酬限度額は、1993年12月21日開催の第37期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いたしております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
6. 上記の業績連動報酬等は、当事業年度における役員賞与引当金繰入額であります。  
取締役4名 50,000千円
7. 当社においては、取締役会の決議に基づき、代表取締役社長増田誠氏が取締役の個人別の報酬額の具体的な内容を決定しております。同氏に本権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには、代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。なお、取締役会は、当該権限が代表取締役社長増田誠氏によって適切に行使されるよう、基本報酬の額について、役位、職責、在任年数等に応じた一定の基準に基づき算出し、会社業績等を勘案して作成した原案を、報酬委員会へ諮問し、答申を得るものとし、上記委任を受けた代表取締役社長は、当該委員会の答申を踏まえたうえで、決定をしなければならないこととしております。当社の報酬委員会につきましては、同委員会の委員長は独立社外取締役とし、取締役会が選定した3名以上の取締役及び監査役で構成されております。

## ⑥ 社外役員に関する事項

### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役川村真氏は、川村公認会計士事務所の所長を兼務しておりますが、当社と川村公認会計士事務所との間に特別な関係はありません。

監査役山田磯子氏は、さざんか法律事務所の共同代表を兼務しておりますが、当社とさざんか法律事務所との間に特別な関係はありません。

監査役岸部輝一氏は、岸部輝一税理士事務所の所長を兼務しておりますが、当社と岸部輝一税理士事務所との間に特別な関係はありません。

### ロ. 当事業年度における主な活動状況

| 区分  | 氏名    | 出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関する行った職務の概要                                                                                                                                                              |
|-----|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 川村 真  | 当事業年度に開催された取締役会23回のうち22回に出席し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。また、指名委員会・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会9回のうち8回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。         |
| 監査役 | 山田 磯子 | 当事業年度に開催された取締役会23回の全て、監査役会17回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。また、指名委員会・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会9回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。 |
| 監査役 | 岸部 輝一 | 当事業年度に開催された取締役会23回の全て、監査役会17回の全てに出席し、税理士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。また、指名委員会・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会9回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。 |

#### (4) 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称 暁監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                          |          |
|------------------------------------------|----------|
| 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額（注） | 22,740千円 |
| 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額             | 一千円      |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額      | 22,740千円 |

- （注）1. 当社と会計監査との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分できないため、その合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社「高鳥（常熟）精密機械有限公司」については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

#### ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

#### (5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人が遵守すべきものとして制定した「コンプライアンス規程」「コンプライアンスマニュアル」に従い行動し、周知徹底とその推進を図る。

- . 当社及び当社グループ会社は社外の弁護士等を直接の情報受領者とする「内部通報規程」に基づき、法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内通報体制の運用を行う。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
当社及び当社グループ会社の取締役の職務の執行に係る記録（取締役会議事録、稟議書等）については、当社の「文書管理規程」に従い、適切に保存及び管理を行う。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - イ. 当社及び当社グループ会社は取り組み全体の方針・方向性の検討・決定、リスク選定及び対策等の検討・決定、各部門でのリスクマネジメント推進の指示等リスク全般の管理を行い、事業を取り巻く様々なリスクに対して的確な管理・実践が可能な体制の整備・運用を行う。万一、不測の事態が発生した場合は、損害・影響額を最小限にとどめる体制を整え、必要に応じて取締役会へ上程することとする。
- . 「職務権限一覧表・明細表」「稟議規程」等による職務権限の明確化を行う。
- ハ. 内部監査部門による全部門への原則年1回の監査を行う。
- ④ 当社及び当社グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - イ. 取締役の職務が、効率的に行われることを確保するために制定した「取締役会規程」「役員規程」「稟議規程」等の諸規程に従い行動する。
- . 取締役会において決定した全社及び各部門の年度計画に基づき、月次・四半期毎の業績管理を行う。
- ハ. 原則として毎月1回以上、取締役会を開催し、迅速な意思決定と効率的な業務執行を行う。
- ⑤ 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制  
関係会社管理責任者は「関係会社管理規程」に従って、関係会社の関連書類等の精査・分析等を行った上、取締役会に定期的（月1回）に報告を行う。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下、「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合における補助使用人に関する事項及びその補助使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当社の監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査役から求めのあった場合、専任の担当者（補助使用人）を配置し、且つ補助使用人の評価及び異動等において独立性を確保する体制を整える。  
また、監査役は補助使用人に対する指揮命令権を有し、補助使用人は監査業務に関わる業務を優先する。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - イ. 監査役と代表取締役との定期的会合を行う。

- . 当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、次の事項は、発見次第直ちに報告する。
  - ( i ) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
  - ( ii ) 会社の業務または財務に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上または財産上の問題
- ハ. 監査役は、当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人より報告を受けた場合、その他他の監査役に速やかに報告を行う。
- ⑧ 監査役に対して上記報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - 監査役に対して上記報告を行った当社及び当社グループ会社のものに対し、当該報告を行ったことを理由として何ら不利な取扱いを行わないものとし、その取扱いについて当社及び当社グループ会社の取締役及び従業員等に周知徹底を図る。
- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続、その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
  - 当社は監査役の職務執行について生じる費用について、監査役が請求をした場合は監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、その請求に応じる。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - イ. 監査役が、会社の重要情報について、すべてアクセスできる体制を整える。
  - ロ. 監査役専用の部屋を置き、独立した監査役業務が行える体制を整える。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① コンプライアンス
  - 当社取締役及び使用人の職務の執行を法令及び定款に適合させるため、行動準則である「コンプライアンス規程」を定め、入社時には誓約書の提出を受けております。また、その規程に基づいて原則年1回コンプライアンス教育を実施しており、継続的な周知活動を行っております。
- ② 当企業集団のリスクマネジメント
  - 経営リスク、災害リスク、政治・経済・社会リスクの観点から当社及び当社グループ会社に関わるリスクを洗い出し、必要に応じて各部門におけるリスクの分析や管理状況をモニタリングし、指導監督しております。
- ③ 財務報告に関する内部統制
  - 財務報告の信頼性に関する評価並びに各部署における業務プロセスの運用状況については、内部監査部門が計画的に実施する業務プロセス監査において検証を行っており、取締役会に報告をしております。

④ 内部監査体制

内部監査部門が内部監査計画に基づき、当社全部門の内部監査を実施し、それぞれの検証結果を四半期毎に内部監査報告書として代表取締役及び常勤監査役に対し報告を行っております。

**(6) 会社の支配に関する基本方針**

① 基本方針の内容

当社は、当社株式等に対する大規模買付行為を受け入れるか否かのご判断は、最終的には、株主の皆様によってなされるべきものと考えており、当社は当社株式等に対する大規模買付行為につきまして、これを一概に否定するものではありません。

ただし、突然の大規模買付行為が発生した場合には、株主の皆様に当社の株式価値の妥当性を短期間でご判断していただくこととなりかねません。また、株式の大規模買付提案の中には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

当社は、株主の皆様が大規模買付行為を受け入れるか否かのご判断を適切に行うためには、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、当社取締役会から提供される情報及び評価・意見等も含めた十分な情報が提供され、大規模買付行為に応ずるべきか否かのご判断のための期間が確保されることが必要であると考えております。

② 基本方針の実現に資する取り組み

イ. 企業価値向上への取り組み

当社は、1956年10月に創業し、繊維機械の製造・販売を開始しましたが、その後の経営環境の変化に対応すべく、当社独自の研究・開発力を活かして、繊維機器事業に加えて、電子機器事業（半導体製造機器・新素材加工機器・ディスプレイ製造機器）及び医療機器事業に展開を図り、現在に至っております。

当社は、企業価値をより一層高め確固たる企業基盤を築き、当社のビジョンである「信頼されるタカトリ」の構築を目指すべく、中長期的な経営戦略の基礎固めを行い、成長してまいります。また、当社社是及び企業理念を前提として、各方針（経営ビジョン、経営方針、技術開発スローガン、コンプライアンス基本方針、環境基本方針、品質方針等）に従って、企業としての社会的責任を認識したうえで、ステークホルダー（株主、従業員、取引先、債権者、地域社会）との信頼関係をより一層高めるよう努めてまいります。

《当社の社是》

「創造と開拓」

《当社の企業理念》

「世界に誇れる独自技術を製販一体となって構築し、最良の製品とサービスを提供し、人々の暮らしを豊かにする」

- ( i ) 企業は『社会の公器』であることをまず認識し、社会と全ての協力者との相互繁栄を期そう
- ( ii ) 物事の判断・実行は、お客様とタカトリのメリット・デメリットを十分検討したうえで進めよう
- ( iii ) 自分の意見は、会社組織の上下関係にとらわれずはっきり発言すると共に、何でも話し合える輪を作ろう

《経営ビジョン》

「信頼されるタカトリ」

《経営方針》

- ( i ) 「越えて行くモノ」づくりを実践する
- ( ii ) 顧客の立場に立って、新規事業開拓、オリジナル製品開発、周辺機器ラインナップを行う
- ( iii ) オリジナル製品の開発をリードする営業活動を行い、営業を支えるサービス体制の構築と事業化を行う
- ( iv ) 組立、調整、サービスに力点を置いたものづくりを行う

また当社は、上記経営方針の実現に努めるため、以下の取り組みを行っております。

- ( v ) コア技術の更なる強化

当社の戦略的コア技術である「8つのコア技術」（貼付、真空、搬送、切断、制御、研磨、計測、剥離）の各技術を更に強化し、スローガン「The Power of “T”【Technology Trust Teamwork】」の下、「製品の独自性」や「製品の強さを極める」ことに注力し、現状事業の付加価値を高めるとともに、「8つのコア技術」をベースに ①有望事業機会を目指した技術力の強化 ②強い技術の他製品への水平展開 ③ビジネスパートナーとの技術提携及び協働による革新的価値の提供 ④既存製品の進化に加え未来を見据えた挑戦を通じて、社会に持続可能な価値を提供してまいります。

- ( vi ) 目標とする経営指標

R O E (自己資本当期純利益率) 10%以上、売上高総利益率の向上を通じて市場からの企業価値評価 (P B R : 株価純資産倍率) を高めていく所存です。

□. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方として、法令を遵守し、経営の透明性を高め、取締役会で活発な議論を行い、意思決定のスピードアップを図り、株主の利益が最大になるように統治しなければならないと考えております。なお、現在2名の社外監査役を選任しておりますが、社外監査役も含めた監査役全員が取締役会に出席することにより、取締役の業務執行や意思決定事項を客観的に監査・監視できる体制をとるなど、経営監査機能の客観性の観点から十分機能する体制が整っていると考えております。

ハ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として2007年11月14日開催の取締役会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を定め、2007年12月21日開催の第51期定時株主総会において不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、当社株式の大規模買付行為に関する対応策を導入することを株主の皆様にご承認いただき継続しておりますが、所要の変更を行ったうえで2022年12月23日開催の第66期定時株主総会において、有効期間を2025年12月開催予定の第69期定時株主総会終結の時までとし、改めて株主の皆様のご承認をいただきました。

今般、有効期間が本定時株主総会の終結までとなっていることから、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、継続することを決定しております。なお、継続後の対応策の詳細は、株主総会参考書類39～58ページに記載のとおりです。

二. 上記「□.」及び「ハ.」の取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、これらの取り組みが当社の基本方針に沿うものであり、企業価値・株主共同の利益を損なうものではないと考えております。

また、本対応策においては大規模買付ルールの手続きを遵守しない大規模買付行為が行われた場合、当社取締役会は、独立性の高い社外者等から構成される特別委員会の開催を要請し、客観的な判断を行い、当社の取締役の恣意的判断を排除し、大規模買付ルールの遵守や対抗措置の発動の是非に関する判断の公正性・透明性の確保を図っており、取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

## 連結貸借対照表

(2025年9月30日現在)

(単位:千円)

| 科 目            | 金 額        | 科 目          | 金 額        |
|----------------|------------|--------------|------------|
| (資産の部)         |            | (負債の部)       |            |
| 流動資産           | 12,973,691 | 流動負債         | 5,584,240  |
| 現金及び預金         | 5,120,396  | 買掛金          | 415,717    |
| 受取手形、売掛金及び契約資産 | 2,181,579  | 電子記録債務       | 529,220    |
| 電子記録債権         | 33,142     | 短期借入金        | 4,100,000  |
| 仕掛品            | 1,181,866  | 一時預金         | 11,471     |
| 原材料及び貯蔵品       | 3,996,492  | 未払費用         | 133,255    |
| 未収還付法人税等       | 291,229    | 未払法人税等       | 84,976     |
| その他            | 183,892    | 契約負債         | 6,554      |
| 貸倒引当金          | △14,908    | 賞与引当金        | 110,081    |
| 固定資産           | 2,938,230  | 役員賞与引当金      | 65,441     |
| 有形固定資産         | 1,856,506  | 製品保証引当金      | 50,000     |
| 建物及び構築物        | 825,686    | 事業構造改革引当金    | 20,201     |
| 機械装置及び運搬具      | 173,983    | その他の         | 28,187     |
| 工具、器具及び備品      | 41,622     | 固定負債         | 29,131     |
| 土地             | 782,307    | リース債務        | 61,085     |
| リース資産          | 32,905     | 資産除去債務       | 23,126     |
| 無形固定資産         | 18,418     | その他の         | 34,214     |
| ソフトウエア         | 14,409     | の            | 3,744      |
| その他の           | 4,009      | 負債合計         | 5,645,325  |
| 投資その他の資産       | 1,063,304  | (純資産の部)      |            |
| 投資有価証券         | 840,103    | 株主資本         | 10,177,386 |
| 保険積立金          | 122,770    | 資本剰余金        | 963,230    |
| 繰延税金資産         | 78,551     | 利益剰余金        | 1,352,321  |
| その他の           | 21,879     | 自己株式         | 7,894,606  |
| 資産合計           | 15,911,921 | その他の包括利益累計額  | △32,771    |
|                |            | その他有価証券評価差額金 | 89,208     |
|                |            | 為替換算調整勘定     | 73,358     |
|                |            | 純資産合計        | 15,850     |
|                |            |              | 10,266,595 |
|                |            | 負債及び純資産合計    | 15,911,921 |

## 連結損益計算書

(2024年10月1日から)  
(2025年9月30日まで)

(単位:千円)

| 科                             | 目       | 金       | 額         |
|-------------------------------|---------|---------|-----------|
| 売 売                           | 上 原 高 価 |         | 7,330,581 |
| 売 売                           | 上 総 利 益 |         | 4,961,481 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           |         |         | 2,369,099 |
| 営 営 業 利 益                     |         |         | 1,548,651 |
|                               |         |         | 820,447   |
| 當 業 外 収 益                     |         |         |           |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金             |         | 56,885  |           |
| 補 助 金 収 入                     |         | 1,670   |           |
| 売 電 収 入                       |         | 9,936   |           |
| 受 取 口 イ ヤ リ テ イ               |         | 5,938   |           |
| 受 取 貸 貸 料                     |         | 7,148   |           |
| そ の 他                         |         | 7,351   |           |
|                               |         |         | 88,931    |
| 當 業 外 費 用                     |         |         |           |
| 支 払 利 息                       |         | 24,162  |           |
| 減 價 償 却 費                     |         | 4,525   |           |
| 為 替 差 損                       |         | 28,410  |           |
| そ の 他                         |         | 589     |           |
|                               |         |         | 57,688    |
| 經 常 利 益                       |         |         | 851,690   |
| 特 別 損 失                       |         |         |           |
| 固 定 資 産 除 却 損                 |         | 78      |           |
| 事 業 構 造 改 革 引 当 金 繰 入 額       |         | 27,931  |           |
| 事 業 構 造 改 革 損 失               |         | 2,374   |           |
|                               |         |         | 30,383    |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         |         |         | 821,306   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税       |         | 107,888 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額                 |         | 128,538 |           |
| 当 期 純 利 益                     |         |         | 584,879   |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |         |         | —         |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |         |         | 584,879   |

# 貸借対照表

(2025年9月30日現在)

(単位:千円)

| 科 目       | 金 額        | 科 目          | 金 額        |
|-----------|------------|--------------|------------|
| (資産の部)    |            | (負債の部)       |            |
| 流動資産      | 12,787,879 | 流動負債         | 5,613,313  |
| 現金及び預金    | 4,954,215  | 買掛金          | 481,555    |
| 受取手形      | 581        | 電子記録債        | 529,220    |
| 売掛金       | 2,152,306  | 短期借入債        | 4,100,000  |
| 契約資産      | 28,691     | 一時貸付金        | 11,471     |
| 電子記録債     | 33,142     | 未払費用         | 133,737    |
| 仕掛品       | 1,167,560  | 未払法人税        | 78,529     |
| 原材料及び貯蔵品  | 3,996,492  | 未払消費         | 6,554      |
| 前渡金       | 213        | 契約負担         | 12,443     |
| 未収還付法人税等  | 291,229    | 賞与引当         | 110,081    |
| 前払費用      | 361        | 賞与引当         | 64,491     |
| その他の      | 177,992    | 賞品保証の        | 50,000     |
| 貸倒引当金     | △14,908    | 固定負債         | 20,074     |
| 固定資産      | 3,145,408  | 固定負債         | 15,153     |
| 有形固定資産    | 1,856,506  | 一時貸付金        | 61,085     |
| 建物        | 794,496    | 資産除去債務       | 23,126     |
| 構築物       | 31,189     | その他の         | 34,214     |
| 機械及び装置    | 173,859    | 負債合計         | 3,744      |
| 車両及び運搬工具  | 124        | (純資産の部)      | 5,674,399  |
| 工具、器具及び備品 | 41,622     | 株主資本         | 10,185,530 |
| 土地        | 782,307    | 資本剰余金        | 963,230    |
| リース資産     | 32,905     | 資本準備金        | 1,352,321  |
| 無形固定資産    | 18,418     | 利益剰余金        | 1,352,321  |
| ソフトウエア    | 14,409     | 利益準備金        | 7,902,750  |
| その他の      | 4,009      | 利益準備金        | 95,460     |
| 投資その他の資産  | 1,270,483  | その他利益剰余金     | 7,807,290  |
| 投資有価証券    | 840,103    | 固定資産圧縮積立金    | 30,801     |
| 関係会社出資    | 200,484    | 別途積立金        | 1,876,000  |
| 出資        | 1,170      | 繰越利益剰余金      | 5,900,489  |
| 長期前払費用    | 1,593      | 自己株式         | △32,771    |
| 保険積立金     | 122,770    | 評価・換算差額等     | 73,358     |
| 延税金資産     | 85,613     | その他有価証券評価差額金 | 73,358     |
| その他の      | 18,748     | 純資産合計        | 10,258,889 |
| 資産合計      | 15,933,288 | 負債及び純資産合計    | 15,933,288 |

## 損益計算書

(2024年10月1日から)  
(2025年9月30日まで)

(単位:千円)

| 科 目                     | 金 額              |
|-------------------------|------------------|
| 売 上 高                   | 7,208,561        |
| 売 上 原 価                 | 4,898,856        |
| <b>売 上 総 利 益</b>        | <b>2,309,704</b> |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 1,512,106        |
| <b>営 業 利 益</b>          | <b>797,598</b>   |
| 営 業 外 収 益               |                  |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金       | 56,661           |
| 補 助 金 収 入               | 1,589            |
| 売 電 収 入                 | 9,936            |
| 受 取 口 イ ヤ リ テ イ 一       | 7,343            |
| 受 取 賃 貸 料               | 7,148            |
| そ の 他                   | 7,217            |
|                         | 89,898           |
| 営 業 外 費 用               |                  |
| 支 払 利 息                 | 24,162           |
| 減 働 償 却 費               | 4,525            |
| 為 替 差 損                 | 21,003           |
| そ の 他                   | 589              |
|                         | 50,281           |
| <b>経 常 利 益</b>          | <b>837,214</b>   |
| 特 別 損 失                 |                  |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 78               |
| <b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>  | <b>837,136</b>   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 107,749          |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 126,216          |
| <b>当 期 純 利 益</b>        | <b>603,170</b>   |

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年11月20日

株式会社タカトリ

取締役会 御中

暁 監 査 法 人  
兵 庫 県 西 宮 市

代 表 社 員 公認会計士 織 田 成 人  
業務執行社員  
代 表 社 員 公認会計士 松 島 秀 典  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社タカトリの2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タカトリ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年11月20日

株式会社タカトリ  
取締役会 御中

暁 監 査 法 人  
兵 庫 県 西 宮 市

代 表 社 員 公認会計士 織 田 成 人  
業務執行社員  
代 表 社 員 公認会計士 松 島 秀 典  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タカトリの2024年10月1日から2025年9月30日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第69期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業部門において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が、子会社の監事も兼務しており、董事会、その他重要な会議に出席し、事業の報告を受け、必要に応じて説明を求め、意思疎通と情報の交換を図りました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「暁監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「暁監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年11月27日

株式会社タカトリ 監査役会

|             |   |
|-------------|---|
| 常勤監査役 大島 章良 | 印 |
| 社外監査役 山田 磯子 | 印 |
| 社外監査役 岸部 輝一 | 印 |

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要施策の一つと認識しており、中・長期的な株式価値の向上のため、その期の業績や内部留保金を勘案しながら、安定的な配当を中心利益配分を行っていくことを基本方針としております。

期末配当金につきましては、1株につき40円といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項並びにその総額

当社普通株式1株につき金40円 総額218,018,760円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年12月22日

## 第2号議案 監査役1名選任の件

監査役 山田磯子氏は、本総会終結の時をもって辞任いたしますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査役候補者 野島佳枝氏は、監査役 山田磯子氏の補欠として選任をお願いするものであります、その任期は、当社定款の定めにより、監査役 山田磯子氏の任期が満了する2028年12月開催予定の第72期定時株主総会終結の時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生年月日)                             | ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                  | 所 有 す る<br>当 社 の<br>株 式 数 |
|-------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| ※<br>の じま か え<br>野 島 佳 枝<br>(1981年2月11日生) | 2009年 12月 弁護士登録<br>奈良県内法律事務所勤務<br>2016年 4月 うねび法律事務所開業、共同代表<br>(現在に至る)<br>[重要な兼職の状況]<br>うねび法律事務所 共同代表 | 一 株                       |

[社外監査役候補者とした理由]  
野島佳枝氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与しておりませんが、弁護士として企業法務に関する豊富な知識と実務経験を有しております。独立した立場から当社の業務運営に対して適切な監督と助言を行い、社外監査役としての職務を十分に遂行できる資質を備えていると判断し、新任の社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 野島佳枝氏の戸籍上の氏名は、大北佳枝であります。
3. 野島佳枝氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
4. 野島佳枝氏は、社外監査役候補者であります。
5. 野島佳枝氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額といたします。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者がその職務の執行に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を当該保険契約によって填補することとしております。候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 野島佳枝氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

(ご参考) 取締役及び監査役のスキルマトリクス

本株主総会参考書類記載の各候補者を原案どおりご選任いただいた場合の本総会終結後の各取締役及び各監査役のスキルマトリクスは以下のとおりです。

| 氏名            | 地位           | 性別 | 特に期待する分野 |    |                      |            |          |          |             |     |
|---------------|--------------|----|----------|----|----------------------|------------|----------|----------|-------------|-----|
|               |              |    | 企業<br>経営 | 営業 | 設計<br>開発<br>技術<br>生産 | DX<br>(※1) | 財務<br>会計 | 人事<br>労務 | 法務<br>リスク管理 | 国際性 |
| 増田 誠          | 代表<br>取締役社長  | 男性 | ○        | ○  | ○                    | ○          | ○        | ○        | ○           | ○   |
| 松田 武晴         | 代表<br>取締役副社長 | 男性 | ○        | ○  | ○                    | ○          |          | ○        | ○           | ○   |
| 重富 謙一         | 取締役          | 男性 | ○        |    | ○                    | ○          | ○        | ○        | ○           | ○   |
| 正岡 智明         | 取締役          | 男性 | ○        | ○  | ○                    | ○          |          |          | ○           | ○   |
| 川村 真          | 社外<br>取締役    | 男性 | ○        |    |                      |            | ○        | ○        |             |     |
| 大島 章良         | 常勤<br>監査役    | 男性 | ○        | ○  |                      |            | ○        | ○        | ○           | ○   |
| 岸部 輝一         | 社外<br>監査役    | 男性 | ○        |    |                      |            | ○        |          | ○           |     |
| 野島 佳枝<br>(※2) | 社外<br>監査役    | 女性 | ○        |    |                      |            |          |          | ○           |     |

(注) 上記一覧表は特に期待する分野であり、各取締役及び各監査役が有する知見・経験の全てを表すものではありません。

(※1) DX (Digital Transformation) とは、データや進化したデジタル技術・IT技術を活用し、組織やビジネスモデルを変革し続け、価値提供の方法を抜本的に変えることを指します。

(※2) 野島佳枝氏の戸籍上の氏名は、大北佳枝であります。

### 第3号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）の継続の件

当社は、本日開催の取締役会において、当社が2022年12月23日開催の当社定時株主総会にて株主の皆様のご賛同をいただきました「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」（以下、「現プラン」といいます。）を継続することにつき、2025年12月19日開催予定の当社定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に、議案としてお諮りさせていただくことを決議いたしましたのでお知らせいたします。

現プランの有効期間は本定時株主総会終結の時までとなっていることから、当社では、株主共同の利益及び企業価値の維持・向上の観点から、継続の是非も含めてその在り方について検討し、結果、株主の皆様のご賛同を得ることを条件として、継続することを取締役会において決議したものであります。（継続後のプランを以下、「本プラン」といいます。）

本プランの有効期間は、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただけた場合には、2028年12月開催予定の当社定時株主総会終結の時までといたします。

なお、本プランへの継続につきましては、社外監査役2名を含む当社監査役3名全員がいずれも本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、その継続に賛成する旨を表明しております。

本プランの主要な変更点は、以下のとおりです。

- ・本プランの対象となる大規模買付行為の定義の見直しを行いました。
- ・本プランがよりわかりやすいものとなるよう、字句の整備、表現等の変更を行いました。

#### 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）

##### I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社株式等に対する大規模買付行為を受け入れるか否かのご判断は、最終的には、株主の皆様によってなされるべきものと考えており、当社は当社株式等に対する大規模買付行為につきまして、これを一概に否定するものではありません。

ただし、突然の大規模買付行為が発生した場合には、株主の皆様に当社の株式価値の妥当性を短期間でご判断していただくこととなりかねません。また、株式等の大規模買付提案の中には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

当社は、株主の皆様が大規模買付行為を受け入れるか否かのご判断を適切に行うためには、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、当社取締役会から提供される情報及び評価・意見等も含めた十分な情報が提供され、大規模買付行為に応ずるべきか否かのご判断のための期間が確保されることが必要であると考えております。

## II. 基本方針の実現に資する特別な取組み

### 1. 企業価値向上への取組み

当社は、1956年10月に創業し、繊維機械の製造・販売を開始しましたが、その後の経営環境の変化に対応すべく、当社独自の研究・開発力を生かして、繊維機器事業に加えて、電子機器事業（半導体機器・新素材加工機器・ディスプレイ機器）及び医療機器事業に展開を図り、現在に至っております。

当社は、企業価値をより一層高め確固たる企業基盤を築き、当社のビジョンである「信頼されるタカトリ」の構築を目指すべく、中長期的な経営戦略の基礎固めを行い、成長してまいります。また、当社社是及び企業理念を前提として、各方針（経営ビジョン、経営方針、技術開発スローガン、コンプライアンス基本方針、環境基本方針、品質方針等）に従って、企業としての社会的責任を認識したうえで、ステークホルダー（株主、従業員、取引先、債権者、地域社会）との信頼関係をより一層高めるよう努めてまいります。

#### 《当社の社是》

「創造と開拓」

#### 《当社の企業理念》

「世界に誇れる独自技術を製販一体となって構築し、最良の製品とサービスを提供し、人々の暮らしを豊かにする」

①企業は『社会の公器』であることをまず認識し、社会と全ての協力者との相互繁栄を期そう

②物事の判断・実行は、お客様とタカトリのメリット・デメリットを十分検討したうえで進めよう

③自分の意見は、会社組織の上下関係にとらわれずはっきり発言すると共に、何でも話し合える輪を作ろう

#### 《経営ビジョン》

「信頼されるタカトリ」

#### 《経営方針》

①顧客の立場に立って、新規事業開拓、オリジナル製品開発、周辺機器ラインナップを行う

②オリジナル製品の開発をリードする営業活動を行い、営業を支えるサービス体制の構築と事業化を行う

③組立、調整、サービスに力点を置いたものづくりを行う

また当社は、上記経営方針の実現に努めるため、以下の取り組みを行っております。

## ● コア技術の更なる強化

当社の戦略的コア技術である「8つのコア技術」（貼付、真空、搬送、切断、制御、研磨、計測、剥離）の各技術を更に強化し、スローガン「The Power of “T”【Technology Trust Teamwork】」の下、「製品の独自性」や「製品の強さを極める」ことに注力し、現状事業の付加価値を高めるとともに、「8つのコア技術」をベースに(i)有望事業機会を目指した技術力の強化(ii)強い技術の他製品への水平展開(iii)ビジネスパートナーとの技術提携及び協働による革新的価値の提供(iv)既存製品の進化に加え未来を見据えた挑戦を通じて、社会に持続可能な価値を提供してまいります。

## ● 目標とする経営指標

ROE（自己資本当期純利益率）10%以上、売上高総利益率の向上を通じて市場からの企業価値評価（PBR）を高めていく所存です。

## 2. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方として、法令を遵守し、経営の透明性を高め、取締役会で活発な議論を行い、意思決定のスピードアップを図り、株主の利益が最大になるように統治しなければならないと考えております。なお、社外監査役2名を含めた監査役3名全員が取締役会に出席することにより、取締役の業務執行や意思決定事項を客観的に監査・監視できる体制をとるなど、経営監査機能の客観性の観点から十分機能する体制が整っていると考えております。

## III. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

### 1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記Iに記載の基本方針に沿うものであり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに当社取締役会が大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としています。

当社の2025年9月30日現在における当社大株主の状況は、別紙3「当社の株式の状況」のとおりであり、当社の発行済株式の総数の約13.0%は当社役員、創業者の2親等内の親族及びその関係者によって保有されております。しかし、当社は上場会社であり、株主の皆様の自由な意思に基

づく取引等により当社株式が転々譲渡されることは勿論のこと、上記の当社役員、創業者の2親等内の親族及びその関係者の保有割合約13.0%のうち約6.7%は個人株主が占めており、その高齢化の進行とそれに伴う各々の事情により当社株式の譲渡その他の処分によってその保有株式が分散・散逸していく可能性は否定できず、今後当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を損なうおそれのある株式の大規模買付行為がなされる可能性があります。そこで、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みが必要不可欠であると判断いたしました。

なお、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

## 2. 本プランの内容

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

また、本プランでは、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客觀性、合理性を確保するための機関として特別委員会を設置し、発動の是非等について当社取締役会への勧告を行う仕組みとしています。特別委員会は、特別委員会規則（概要については別紙1をご参照ください。）に従い、当社社外取締役、社外監査役、または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成されるものとします。本プラン継続時における特別委員会の委員には、別紙2に記載の3氏が就任する予定です。

### (1) 本プランに係る手続き

#### ① 対象となる大規模買付行為

本プランは以下の(i)、(ii)または(iii)に該当する当社株式等の買付けまたはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付行為」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付行為を行い、または行おうとする者（以下、「大規模買付者」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

(i)当社が発行者である株式等<sup>1</sup>について、保有者<sup>2</sup>の株式等保有割合<sup>3</sup>が20%以上となる買付け

- ( ii )当社が発行者である株式等<sup>4</sup>について、公開買付け<sup>5</sup>に係る株式等の株式等所有割合<sup>6</sup>及びその特別関係者<sup>7</sup>の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け
- ( iii )上記( i )または( ii )に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下、本( iii )において同じといたします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配もししくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係<sup>8</sup>を樹立する行為<sup>9</sup>（ただし、当社が発行者である株式等につき当該特定の株主と当該他の株主の株式等保有割合または株式等所有割合の合計が20%以上となるような場合に限ります。）

② 意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者におきましては、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該大規模買付者が大規模買付行為に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

( i )大規模買付者の概要

- (イ) 氏名または名称及び住所または所在地
- (ロ) 代表者の役職及び氏名
- (ハ) 会社等の目的及び事業の内容
- (ニ) 大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位10名）の概要
- (ホ) 国内連絡先
- (ハ) 設立準拠法

( ii )大規模買付者が現に保有する当社の株式等の数、及び、意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社の株式等の取引状況

( iii )大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要（大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付行為の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付行為の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等<sup>10</sup>その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

③ 本必要情報の提供

上記②の意向表明書をご提出いただいた場合には、大規模買付者におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）

を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、大規模買付者に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日<sup>11</sup>（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを上記②(i) (ii)の国内連絡先に発送いたしますので、大規模買付者には、情報リストに従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、情報リストに従い大規模買付者から提供された情報では、大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会及び特別委員会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます。

なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として情報リストの一部に含まれるものとします。

- (i) 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者<sup>12</sup>、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的な名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。）
- (ii) 大規模買付行為の目的（意向表明書において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為の対価の種類及び金額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付け等を行った後における株式等所有割合、大規模買付行為の方法の適法性を含みます。）
- (iii) 大規模買付行為の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (iv) 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- (v) 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vi) 大規模買付者が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的な内容
- (vii) 大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的な内容
- (viii) 大規模買付行為の後における当社の経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- (ix) 大規模買付行為の後における当社の従業員、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利

## 害関係者の処遇等の方針

### (x)当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、大規模買付者から大規模買付行為の提案がなされた事実については速やかに開示し、提案の概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切に開示いたします。

また、当社取締役会及び特別委員会が大規模買付者による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、当社取締役会はその旨を大規模買付者に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

### ④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、以下の(i)または(ii)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。

(i)対価を現金（円貨）のみとする当社全株式等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間

(ii)その他の大規模買付行為の場合には最大90日間

上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は、評価・検討のために不十分であると取締役会及び特別委員会が合理的に認める場合に限り、延長できるものとしますが、延長の期間は最大30日間とします。その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を買付者等に通知すると共に株主及び投資家の皆様に開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者による大規模買付行為の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。

また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

### ⑤ 対抗措置の発動に関する特別委員会の勧告

特別委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、特別委員会の判断が当社の企業価値・株

主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、特別委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、特別委員会が当社取締役会に対して以下の(i)または(ii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

(i) 大規模買付者が本プランに規定する手続きを遵守しない場合

特別委員会は、大規模買付者が本プランに規定する手続きを遵守しない場合、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告する場合があります。

(ii) 大規模買付者が本プランに規定する手続きを遵守した場合

特別委員会は、大規模買付者が本プランに規定する手続きを遵守した場合には、原則として、当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、本プランに規定する手続きが遵守されている場合であっても、例えば以下(i)～(t)に掲げる事由により、当該買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、本対応の例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合があります。

(i) 大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社または当社関係者に引取らせる目的で当社の株式等の取得を行っているまたは行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合

(ii) 当社の会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っていると判断される場合

(iii) 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っていると判断される場合

(iv) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高価売抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っていると判断される場合

(v) 大規模買付者の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要する虞があると判断される場合

(vi) 大規模買付者の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の

算定根拠、その他の条件の具体的な内容（当該取得の時期及び方法を含みます。）、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものであると判断される場合

(ト) 大規模買付者による支配権の取得により、当社株主はもとより、企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保または向上を著しく妨げる虞があると判断される場合

#### ⑥ 取締役会の決議、株主意思の確認

当社取締役会は、上記⑤に定める特別委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、速やかに対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとします。

なお、特別委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、当該発動に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、当社取締役会は、実務上開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の時間で株主意思確認のための株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議します。株主意思確認総会は、定時株主総会または臨時株主総会とあわせて開催する場合もあります。当社取締役会において株主意思確認総会の開催を決定した場合には、取締役会評価期間はその時点を以て終了するものとします。当該株主意思確認総会にて、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は株主意思確認総会における決定に従い、対抗措置の発動に関する決議を行い、必要な手続を行います。一方、当該株主意思確認総会において、対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、対抗措置の不実施に関する決議を行います。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、当該決議の概要その他当社取締役会及び特別委員会が適切と判断する事項について、また株主意思確認総会を実施した場合には、投票結果その他取締役会及び特別委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

#### ⑦ 対抗措置発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、(i)大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合または(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置発動の停止を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会及び特別委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

⑥ 大規模買付行為の開始

大規模買付者は、本プランに規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動または不発動の決議がなされるまでは大規模買付行為を開始することはできないものとします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的な内容

当社取締役会が上記⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置は、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙4「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、上記⑦に記載のとおり、対抗措置発動の停止を決定することができます。例えば対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、大規模買付者が大規模買付行為を中止し、当社取締役会が上記⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、当該承認決議の時から2028年12月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更に伴う形式的な変更が必要と判断した場合は、隨時、特別委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更することができるものとします。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様に実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランが廃止されまたは本プランの内容について当社株主の皆様に実質的な影響を与えるような変更が行われた場合には、当該廃止または変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会及び特別委員会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

### 3. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、株式会社東京証券取引所が2021年6月11日に改訂した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」、及び経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針」の内容を踏まえております。

#### (1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記1. に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入しているものです。

#### (2) 事前開示・株主意思の原則

本プランは、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を得たうえで継続するものです。また、上記2. (3)に記載のとおり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることになります。従いまして、本プランの継続、変更及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

#### (3) 必要性・相当性確保の原則

##### ① 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示の徹底

当社は、上記2. に記載のとおり、本プランに基づく大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として特別委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動または不発動の決議に際して特別委員会の勧告を最大限尊重いたします。

また、当社は、特別委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

## ② 合理的・客観的発動要件の設定

本プランは、上記2. (1)に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

## ③ デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記2. (3)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

## 4. 株主及び投資家の皆様への影響等

### (1) 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、上記2. (1)に記載のとおり、大規模買付者が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

### (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものと保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じず、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、大規模買付者につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記2. (1)⑦に記載の手続き等に従い、当社取締役会が発動した対抗措置発動の停止を決定した場合に

は、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して、大規模買付者の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

### (3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続き

本新株予約権の割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、当社が取得条項を付した新株予約権取得の手続きをとる場合には、大規模買付者以外の株主の皆様におかれましては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続きは不要となります。

以上のか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法、株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示または通知を行いますので当該開示または通知の内容をご確認ください。

以上

別紙1  
特別委員会規則の概要

1. 特別委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排除し、当社取締役会の判断及び対応の客觀性及び合理性を確保することを目的として、設置される。
2. 特別委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)当社社外取締役、(2)当社社外監査役または(3)社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、もしくは学識経験者またはこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、特別委員会委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 特別委員会の委員の任期は、選任の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日または別途当該特別委員会委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 特別委員会は、当社代表取締役または各特別委員会委員が招集する。
5. 特別委員会の議長は、各特別委員会委員の互選により選定される。
6. 特別委員会の決議は、原則として、特別委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、特別委員会委員のいずれかに事故がある時その他特段の事由がある時は、原則として、当該特別委員会委員を除く特別委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 特別委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
  - (1)本プランに係る対抗措置の発動の是非（発動に関する予め株主意思の確認を得ることの是非を含む）
  - (2)本プランに係る対抗措置発動の停止
  - (3)本プランの廃止及び変更
  - (4)その他本プランに関連して当社取締役会が任意に特別委員会に諮問する事項各特別委員会委員は、特別委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 特別委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役または従業員その他必要と認める者を出席させ、特別委員会が求める事項に関する意見または説明を求めることができる。
9. 特別委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以 上

特別委員会委員の略歴（五十音順）

○ 川 村 真 (かわむら しん)

1969年3月12日生

【略歴】

1996年 4月 公認会計士登録

2001年 2月 税理士登録

2001年 2月 川村公認会計士事務所開業（現任）

2015年12月 当社社外取締役（現任）

川村 真氏は、会社法第2条第15号に規定されている社外取締役です。

当社は同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

○ 野 島 佳 枝 (のじま かえ)

1981年2月11日生

【略歴】

2009年12月 弁護士登録

2016年 4月 うねび法律事務所開業、共同代表（現任）

野島佳枝氏の戸籍上の氏名は、大北佳枝であります。

野島佳枝氏は、会社法第2条第16号に規定されている社外監査役候補者であり、本定時株主総会にて就任予定であります。

当社は同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

○ 増 田 政 章 (ますだ まさあき)

1945年9月9日生

【略歴】

1990年 4月 近畿大学法学部教授

2003年 9月 弁護士登録

2003年 9月 増田法律事務所開業（現任）

2014年 4月 近畿大学 非常勤講師

増田政章氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

## 当社の株式の状況（2025年9月30日現在）

発行可能株式総数 17,000,000株  
 発行済株式の総数 5,491,490株  
 株主数 7,288名  
 大株主（上位10名）

| 株主名              | 所有株式数<br>(千株) | 発行済株式総数<br>に対する所有株<br>式数の割合 (%) |
|------------------|---------------|---------------------------------|
| 有限会社コトブキ産業       | 347           | 6.38                            |
| タカトリ共栄会          | 263           | 4.83                            |
| 大阪中小企業投資育成株式会社   | 187           | 3.44                            |
| 高鳥政廣             | 143           | 2.63                            |
| 岩崎泰次             | 138           | 2.55                            |
| 岡島恵子             | 117           | 2.16                            |
| 株式会社南都銀行         | 95            | 1.74                            |
| 日本生命保険相互会社       | 94            | 1.73                            |
| 株式会社日伝           | 82            | 1.52                            |
| 三菱UFJeスマート証券株式会社 | 69            | 1.27                            |

以上

## 新株予約権無償割当ての概要

### 1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式の総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

### 2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

### 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

### 4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

### 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

### 6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

## 7. 本新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者<sup>13</sup>、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者<sup>14</sup>、(4)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(5)これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または、(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者<sup>15</sup>（これらの者を総称して、以下、「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

## 8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が保有する本新株予約権を取得し、これと引換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、非適格者が所有する本新株予約権の取得の対価として、金銭等の経済的な利益の交付は行わないこととします。本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

## 9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

## 10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

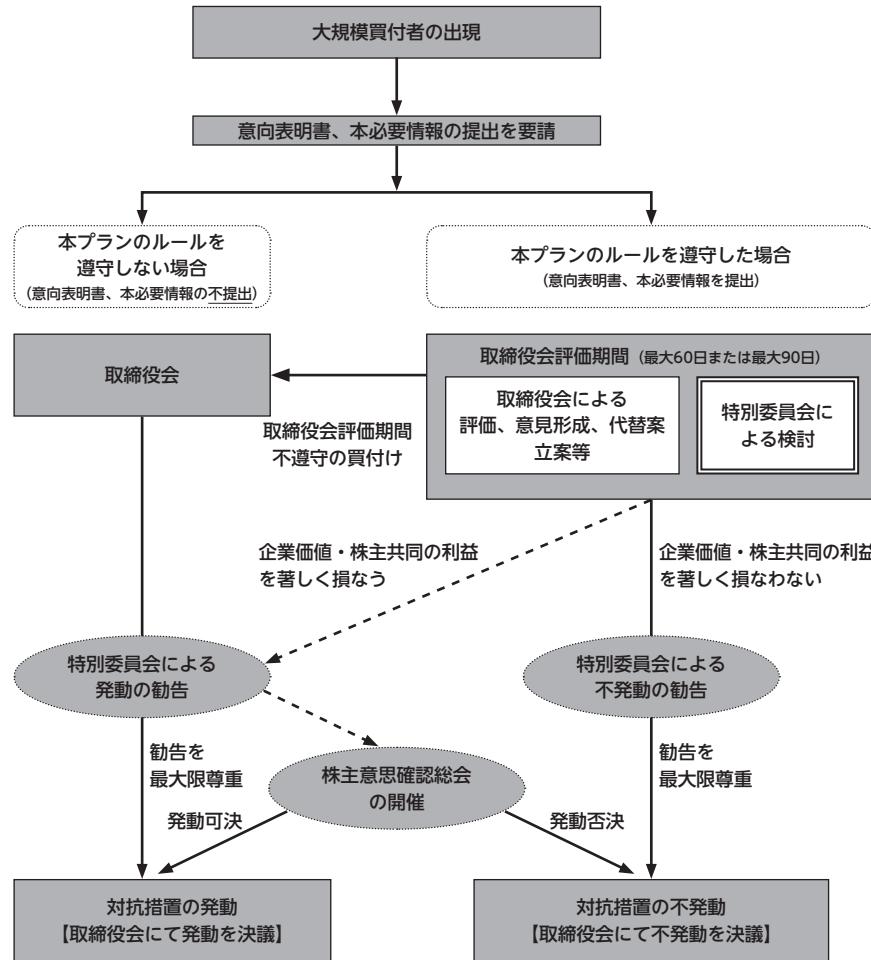
以上

- 
- 1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。
  - 2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。
  - 3 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。
  - 4 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ii)において同じとします。
  - 5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。
  - 6 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。
  - 7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。
  - 8 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配もししくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株式等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主及び当該他の株主が当社に対して直接・間

- 接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。
- 9 本文の所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が特別委員会の勧告を最大限尊重して行うものとします。なお、当社取締役会は、上記の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。
- 10 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要な提案行為等をいいます。
- 11 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。
- 12 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。
- 13 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
- 14 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定される株券等を意味するものとします。以下、本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等をいいます。以下、本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準じるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
- 15 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

(ご参考)

## 本プランの手続きに関する流れ



※本図は本プランの概要をわかりやすく表示したものです。具体的なプラン内容は本文をご参照ください。

以上

## 株主総会会場 ご案内略図

会場：奈良県橿原市新堂町313番地の1

当社本社 5階講堂

連絡先 電話番号 0744-24-8580



株主様全体の公平性の観点から、ご来場株主様へのお土産の配布を取りやめさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

UD FON